

○ 作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号） 新旧対照条文（抄）  
 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（作業環境測定を行うべき作業場）      第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。      一 十 （略）</p>	<p>（作業環境の測定等を行なうべき作業場）      第二十一条 法第六十五条の政令で定める作業場は、次のとおりとする。      一 十 （略）</p>